

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 9 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700180号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700016号

第1 結論

昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和60年3月まで

私は、昭和56年4月から昭和60年3月まで夜間部の大学生だった。A市で、国民年金保険料の免除申請の手続きをして、昭和56年4月から大学を卒業した昭和60年3月まで国民年金保険料を免除されていたと記憶している。請求期間が国民年金保険料の免除期間となっていないので、調査の上、免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、オンライン記録における当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和55年5月頃に払い出されたと推認でき、請求期間は国民年金保険料の免除申請を行うことが可能である。

また、A市における年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日発行)によると、請求期間直前の昭和55年10月から昭和59年3月までの期間は、国民年金保険料の免除期間と記録されていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当初国民年金保険料の免除期間と記録されていた昭和55年10月から昭和59年3月までの期間は、昭和61年2月27日付けで、資格喪失日(昭和56年4月1日)及び資格取得日(昭和60年4月1日)の資格記録の追加処理並びに当該免除記録の取消処理が行われ、請求期間を含む昭和56年4月から昭和60年3月までが国民年金の未加入期間と訂正されているが、当該期間について、請求者の在籍していた大学の回答によると、請求者は夜間部の大学生であり、国民年金の強制加入被保険者期間として記録されるべきであり、この取消処理は不適切であると考えられるところ、日本年金機構は、当該取消処理は誤りであったと判断し、平成29年6月28日付けで、厚生年金保険被保険者期間(昭和57年8月1日から昭和58年4月30日まで)を除いた昭和56年4月から昭和57年7月までの期間及び昭和58年4月から昭和59年3月までの期間を当初の免除記録に訂正している。

加えて、請求者は請求期間以外に未納はなく、B市における納付状況一覧表及びA市における年度別納付状況リストによると、請求期間前の期間についてB市及びA市で免除申請を行っていることが推認でき、請求期間に係る免除申請を行えなかったとする特段の事情の変化もうかがえないことから、請求期間だけ免除申請を失念したとは考え難い。

また、昭和61年2月27日付けの免除記録（昭和56年度から昭和58年度までの36か月）の取消処理が行われる前の請求期間の記録については、前年度に引き続き免除記録であったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700154号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700163号

第1 結論

請求者のA社B事業所(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年6月26日から同年8月4日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年6月26日から同年8月4日まで

私は、昭和46年夏頃にA社B事業所から、当時新設されたD事業所に異動した。継続して勤務していたにもかかわらず、昭和46年6月26日から同年8月4日までの期間が空白になっているのはおかしい。厚生年金保険料が給与から控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

C社及び複数の同僚の回答により、請求者は、A社B事業所から同社の関連事業所であるD事業所に異動したところ、請求期間については、A社B事業所に在籍していたものと認められる。

また、請求者のD事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和46年8月4日とされているところ、C社の事業主は、請求期間についてはA社B事業所が給与を支給し、当該給与から厚生年金保険料を控除しており、本来であれば、同社における被保険者資格喪失日を昭和46年8月4日と届け出るべきところを誤って同年6月26日と届け出たと思う旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社B事業所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のA社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書で確認できる標準報酬月額から、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管していた請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失年月日が昭和46年6月26日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所(当時)は、請求者に係る昭和46年6月及び同年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700218号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700162号

第1 結論

請求者のA社における平成25年6月1日から同年10月12日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年6月から同年9月までの標準報酬月額については、15万円から28万円とする。

平成25年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年6月1日から同年10月12日まで

請求期間について、A社の給与明細書で確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金記録で確認できる標準報酬月額が相違しているようなので、当該期間における標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書により、請求者が請求期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額(15万円)を超える報酬月額(27万円)の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額(28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、年金事務所が保管する請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届(以下「月額変更届」という。)に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主が、

請求者の報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする月額変更届を提出し、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700156号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700015号

第1 結論

昭和48年1月から昭和49年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月から昭和49年12月まで

いつ頃だったかは定かではないが、A市から手紙で国民年金保険料が未納であるとの連絡が来た。連絡が来た未納期間は、昭和48年1月から昭和49年12月までの期間である。国民年金保険料は納付する義務があると思っていたので、納付日は不明だが、元妻にA市役所で10万円位をまとめて一回で納付してもらった。国民年金保険料を納付しないと年金はもらえないと認識しており、昭和50年以降も保険料を続けて納付している。請求期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「元妻と一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行ったが、手続を行った時期はわからない。請求期間の国民年金保険料の一括納付についても、元妻が行ってくれたが、まかせっきりにしていたので、納付した時期など詳しいことはわからない。元妻の連絡先もわからない。」と陳述しており、請求者の元妻から当時の事情を聴取することができず、請求者自身は請求期間の保険料納付に直接関与していないことから、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

また、請求者及び元妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で、前後の被保険者の資格取得時期から、A市において昭和52年10月頃に払い出されたものであり、この頃に請求者夫婦の国民年金の加入手続が行われたと考えられるところ、A市における国民年金被保険者名簿によると、請求者夫婦の国民年金保険料の納付日が同一日となっていることから、請求者の元妻は夫婦の保険料を一緒に納付していたと認められるものの、その元妻も請求期間の保険料が未納となっており、請求期間は夫婦共に保険料未納期間と記録されていることが確認できる。

さらに、上記のとおり、請求者夫婦の国民年金の加入手続は、昭和52年10月頃に行われたと考えられることから、請求期間は時効により国民年金保険料を遡って納付できない期間とな

っており、制度上、請求期間の保険料を納付することはできない。

なお、A市の国民年金被保険者名簿によると、請求者夫婦は、昭和52年11月30日に昭和50年1月から昭和52年3月までの夫婦二人分の国民年金保険料（6万6,600円）を一括納付し、同年12月に同年4月から同年12月までの夫婦二人分の保険料（3万9,600円）を一括納付していることが確認できる。その保険料の納付合計額は、請求者の主張する納付額とほぼ一致しており、この一括納付については、社会保険オンラインシステムに記録されていることが確認できる。

そのほか、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700174号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1700017号

第1 結論

昭和61年6月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年6月から昭和62年9月まで

私は、A社を退職したので、国民年金への加入手続をB村(現在は、C市)役場で行い、同居している長男の妻が、私と夫の国民年金保険料を納付してくれていた。夫は、昭和61年4月以降、国民年金保険料を納付している記録となっているのに、請求期間に係る私の国民年金保険料の納付記録は未納となっている。調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、請求者の夫は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付している。

しかしながら、請求者は、A社を退職後の昭和61年6月にB村役場で国民年金の被保険者となる手続を行ったと主張しているが、社会保険オンラインシステムの記録によると、請求期間の始期である昭和61年6月1日に係る請求者の国民年金被保険者資格の再取得に係る処理は、平成2年1月22日に行われていることが確認でき、この再取得処理が行われるまで、請求期間は国民年金の未加入期間であったことから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、上記の国民年金被保険者資格の再取得処理が行われた平成2年1月22日時点において、請求期間である昭和61年6月から昭和62年9月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

さらに、B村役場が作成していた請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求期間の納付欄は空欄となっており、請求期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの期間は、「現納」又は「現金納入」と記載されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料を過年度納付しているものと考えられることから、社会保険オンラインシステムの納付記録及び平成2年1月22日に行われた再取得処理に係る記録との間には不自然さはない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。